6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してカンボジア王国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためカンボジア王国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　カンボジア王国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してカンボジア王国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してカンボジア王国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してカンボジア王国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してカンボジア王国において課される全ての財政課徴金及び租税

8　カンボジア王国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びカンボジア王国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　カンボジア王国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をカンボジア王国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年三月三十日にプノンペンで

カンボジア王国駐在
日本国特命全権大使　堀之内秀久

カンボジア王国
上級大臣兼外務国際協力大臣
プラック・ソコン閣下

（カンボジア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をカンボジア王国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年三月三十日にプノンペンで

カンボジア王国駐在
日本国特命全権大使　堀之内秀久

カンボジア王国
上級大臣兼外務国際協力大臣
プラック・ソコン閣下

○文部科学省告示第七十四号

平成十二年文部省告示第五十七号（文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件）の規定に基づき、平成二十七年文部科学省告示第百三十一号（平成十二年文部省告示第五十七号に規定する文部科学大臣が別に公示する都道府県について定める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年度分の補助金等から適用する。

平成二十九年五月一日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　吉野　正芳

本則中「群馬県」の下に「、埼玉県」を加える。

○厚生労働省告示第百九十号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１のＡの２に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十九年五月一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

品種又は品目	名称	申請者
なたね	除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネＤＰ－073496－４並びに除草剤グルホシネート耐性及び稔性回復性セイヨウナタネＲＦ３を掛け合わせた品種	デュポン・プロダクション・アグリサイエンス株式会社

○農林水産省告示第八百九号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百三十四条第三項及び第百四十一条の四第四項の規定に基づき、平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十七号（農業災害補償法第百三十四条第三項の農林水産大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件）及び平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十八号（農業災害補償法第百四十一条の四第四項の農林水産大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月一日

農林水産大臣　山本　有二

第一　平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十七号の一部を次のように改正する。

表山形県の項、栃木県の項、埼玉県の項、長野県の項、三重県の項、大阪府の項及び和歌山県の項を削る。

第二　平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十八号の一部を次のように改正する。

表宮城県の項の次に次のように加える。

ホップ	第一区分
法第百二十条の十四第一項第一号又は第百五十条の六第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆	第二区分
法第百二十条の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆	第三区分
そば	第四区分
春蚕繭	第五区分
初秋蚕繭	第六区分
晩秋蚕繭	第七区分

表福島県の項の次に次のように加える。

法第百二十条の十四第一項第一号又は第百五十条の六第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆	第一区分
法第百二十条の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆	第二区分
春蚕繭	第三区分
初秋蚕繭	第四区分
晩秋蚕繭	第五区分